

## 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

## 1 はじめに

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うことと記されている。

## 2 計画の見直しに係る「基本指針」の考え方

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。

## 3 見直し要否の基準（「作業の手引き」より）

## (1) 教育・保育について

令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における「量の見込み」よりも10%以上のかい離がある場合。

10%以上のかい離がない場合についても、令和4年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合。又は、市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合。

ただし、かい離の要因が新型コロナウイルス感染症等の影響による一時的なものであるかについて分析の必要がある。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅なかい離が生じている場合等。

ただし、「教育・保育」同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分に留意すること。

## 4 計画見直しのスケジュール

8～9月頃	教育・保育の量確保策等の見直し作業
秋から冬	計画の改定作業
年度末	計画の見直し作業完了